

## ○環境省告示第 号

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づき、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針の全部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により準用する同条第四項の規定により公表する。

平成二十四年 月 日

環境大臣 細野 豪志

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（案）

一 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の早期対応の必要性

不法投棄等の産業廃棄物の不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流出等、地域の生活環境の保全上の支障を生じさせているばかりでなく、投棄された産業廃棄物が国民の目に見える形で長期間放置されることにより、現在行われている及び将来にわたりに行われる産業廃棄物処理に対しても、同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き起こす等、循環型社会の形成を阻害する要因となっている。

これまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正が平成二十二年まで数次にわたり行われ、産業廃棄物に係る不適正処分の早期対応に対しては相当程度効果を上げてきたところであり、特に平成九年の改正によって、平成十年六月十七日以降に不適正処分が行われた産業廃棄物に係る生活環境の保全上の支障の除去等の措置については、廃棄物処理法第十三条の十二の規定により環境大臣が指定する産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）の業務を通じて、第十三条の十五に規定する基金により支援する制度が整えられた。しかし、平成十年六月十七日より前に行われた産業廃棄物の不適正処分については当該制度の対象ではなく、当該不適正処分について平成九年の廃棄物処理法改正後は補助金による支援が行われていた。これらの事案の中には、大規模なものがあり、既に生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれ大きい事案が存在していた。

このため、平成十五年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号。以下「特別措置法」という。）が制定され、平成十年六月十七日より前に不適正処分が行われた特定産業廃棄物（特別措置法第二条第一項に規定する特定産業廃棄物をいう。以下同じ。）に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれ大きい全ての事案について、特別措置法の期限とした平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に問題が解決するよう取り組んできたところである。

特別措置法の施行後、平成二十三年度末現在で合計十三事案について、特定支障除去等事業（特別措置法第二条第四項に定める特定支障除去等事業をいう。以下同じ。）を実施してきたが、当該事業を実施していく中で、当初に想定されていた以上の量の特定産業廃棄物が発覚したり、新たに特別措置法第四条に定める特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施を必要とする事案が発覚する等の事態に至った。このため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十八号）により特別措置法を改正し、その期限を平成三十四年度まで延長した上で、当該期限までの間に確実に問題の解決を図ることとなった。

## 2 支障の除去等を行う際にとるべき手続き等

特定産業廃棄物に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案については、平成三十四年度までのできる限り早期にその問題解決を図る必要がある。この場合において、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実には生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。

都道府県又は廃棄物処理法第十九条の八第一項に規定する事務を行うこととされた市（以下「都道府県等」という。）は、支障の除去等（特別措置法第二条第二項に規定する支障の除去等をいう。以

下同じ。)を行う必要があると判断した事案については、速やかに廃棄物処理法第十八条第一項に基づく報告徴収、廃棄物処理法第十九条第一項に基づく立入検査等を通じて支障の程度及び状況についての把握を行い、経済的、技術的に最も合理的な手段を選択して、廃棄物処理法第十九条の五又は廃棄物処理法第十九条の六に基づく措置命令(以下「措置命令」という。)の発出等の対応を行うものとする。

措置命令の対象範囲を定める場合において、特定産業廃棄物に起因して当該特定産業廃棄物と密接不可分の近傍の土壌が汚染されている場合等については、発生している生活環境の保全上の支障の程度及び汚染拡大を防止するための対策を考慮し、必要な範囲において措置命令を発出するものとする。

これらの手続によってもなお、平成二十四年度中に支障の除去等が完了しないことが見込まれ、実施計画を定めようとするときは、特別措置法第四条第五項の規定により都道府県等は平成二十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならない。その後、環境大臣からの同意を得た後に特定支障除去等事業を実施するものとする。

また、特定支障除去等事業を既に実施中の都道府県等で、平成二十五年度以降も特定支障除去等事業を行う必要があると認められるものについても、実施計画の変更に関して、平成二十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならない。

都道府県等の区域内に支障の除去等を行うべき事案が複数存在している場合には、周辺の生活環境

への影響の大きさに応じ、優先順位を付けて計画的にその支障の除去等を推進するものとする。

なお、特定支障除去等事業が完了した場合には、都道府県等は速やかに環境大臣に特定支障除去等事業の完了の報告をするものとする。

### 3 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

産業廃棄物の不適正処分に関する一義的な責任は、当該不適正処分を行った行為者にあり、不適正処分に係る支障の除去等の措置は当該行為者に行わせるべきものであるが、産業廃棄物の処分に至るまでの間にその適正な処理の実施を確保することを怠った者も、不適正処分の行為者と同様に当該支障の除去等に関する責任を有している。このため、特定産業廃棄物についても、特定産業廃棄物の処分を行った者等（廃棄物処理法第十九条の五第一項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等をいう。以下同じ。）に対して、都道府県等は、措置命令を發出して当該特定産業廃棄物に係る支障の除去等の措置を行わせるものとする。なお、特定産業廃棄物の処分を行った者等として、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者、廃棄物処理法第十二条第五項又は第六項その他の規定に違反する委託を行った者、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票をいう。以下同じ。）に係る規定に違反した者、当該不適正処分の斡旋者若しくは仲介者又は不適正処分が行われることを知りつ

つ土地を提供する等した土地所有者及び産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した排出事業者等が含まれるものである。

この場合において、産業廃棄物管理票、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第六条の二第四号に規定する委託契約書、特定産業廃棄物から判明した事業所名又は住所等の情報等によって特定産業廃棄物の処分を行った者等を明らかにするとともに、これらの者に対して、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に関する報告徴収又は立入検査を適切に行うことにより、特定産業廃棄物が生じた原因及び処分経路並びに措置命令の対象範囲等を実施計画に記載するものとする。

また、特定産業廃棄物の処分を行った者等が不明である場合においても、廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく公告の手続を行うとともに、引き続き特定産業廃棄物の処分を行った者等を明らかにするよう努めるものとする。

国においても、都道府県等が行う当該特定産業廃棄物の処分を行った者等に係る調査及び責任の追及に協力するものとする。

二 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

1 実施計画策定にあたり都道府県等が明確にすべき目標等

実施計画を定めるに当たっては、特定産業廃棄物に起因してどのような生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるか、及び生活環境の保全上達成すべき目標について、実施計画に記載するものとする。

なお、複数の都道府県等の区域にまたがっている特定産業廃棄物に係る事案については、当該事案に係る特定産業廃棄物が一体のものであるとして生活環境の保全上の支障及び周辺環境への影響を明らかにし、当該都道府県等の合意の下に当該事案に係る全体的な対策方針を共有した上で、各都道府県等において実施計画を定めるものとする。

## 2 特定支障除去等事業の実施に関する事項

### (一) 特定支障除去等事業の実施範囲の把握

特定支障除去等事業の実施に先立って、支障の状況に関する調査を行い、特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等が存在する範囲並びに当該特定産業廃棄物の種類及び量等を確定するものとする。廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有する特定産業廃棄物（以下「有害産業廃棄物」という。）が存在する場合には、その他の特定産業廃棄物と区別して、有害産業廃棄物が存在する範囲、種類及び量等を確定するものとする。

また、支障の除去等については、措置命令の対象の範囲内（特定産業廃棄物の処分を行った者等を確知することができない場合にあつては廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく公告の内容の範囲

内)で行うものとする。

(5) 特定支障除去等事業における有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物

特定産業廃棄物のうち、有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物の区分については、次により行うことを原則とする。また、これにより難しい場合であっても、有害産業廃棄物が含まれる範囲が全て明らかになるように調査を行うものとする。

なお、外観等から特定産業廃棄物の性状が単一であり、有害産業廃棄物が含まれていないことが明らかであると判断できる場合においては、これらの調査を行うことを要しない。

ア (二)において把握された特定産業廃棄物が存在する範囲の平面を概ね三十メートル四方の格子に区切り、かつ、当該格子を上面として、当該格子内において特定産業廃棄物が確認される最も深い地点を含む水平面を底面とする直方体のブロックに分割すること。

イ アのブロックごとに、それぞれの格子の中心点付近において特定産業廃棄物その他の試料の採取及び分析を行うこと。試料の採取方法としては、主としてボーリング調査によることとし、地表から特定産業廃棄物が確認されない深さまで行うものとする。また、ボーリング調査に代わり、素掘り調査、溝掘り調査等の他の方法により調査を行ってもよいこととする。

ウ 特定産業廃棄物の種類がブロック内で大きく異なる等の場合には、必要に応じて、水平方向又は垂直方向に当該ブロックを更に区分して複数の小ブロックを設定し、それぞれボーリング調査等によ



り試料の採取及び分析を行うこと。

エ アからウまでにより採取した試料を分析し、有害産業廃棄物が確認されたブロック又は小ブロックについては、当該ブロック又は小ブロックに含まれる産業廃棄物を有害産業廃棄物として扱い、有害産業廃棄物が確認されなかったブロック又は小ブロックについては、当該ブロック又は小ブロックには含まれる産業廃棄物を有害産業廃棄物以外の産業廃棄物として扱うこととする。

(3) 有害産業廃棄物の判断基準

次に掲げる特定産業廃棄物を有害産業廃棄物として判断するものとする。

ア 廃棄物処理法施行令第二条の四第一号に掲げる廃油、同条第二号に掲げる廃酸、同条第三号に掲げる廃アルカリ及び同条第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等

イ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物をいう。）

ウ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物をいう。）

エ アからウまでに掲げる特定産業廃棄物以外の産業廃棄物のうち、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第一の各項の第一欄に掲げる物質を含むものであって、当該物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げる基準に適合しないもの

(4) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法

支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。基本的には次のアからウまでに掲げる方法のいずれかによることとし、これにより難しい場合にあつては、周辺環境への影響等をも勘案した上で、別の方法を採用することができるとする。

都道府県等は、支障の除去等の方法の選定における検討の状況、検討に用いた調査結果、特定産業廃棄物の処理の考え方を示すとともに、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用が適正であることを確認し、支障の除去等の具体的な方法を実施計画に記載することとする。

なお、支障の除去等の方法の選定における検討に際して、学識経験者など第三者による審議等を経た場合には、その概要及び結果を実施計画に記載することとする。

#### ア 特定産業廃棄物等の掘削及び処理

(一)及び(二)の調査により把握した特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壤等を周辺環境に影響を及ぼさないように掘削し、必要に応じて掘削された場所を汚染されていない土壤等により埋めること。

掘削した特定産業廃棄物及び土壤等について、特定産業廃棄物及び土壤等の種類ごとにその分別を十分に行うとともに、焼却、熔融、中和等、特定産業廃棄物及び土壤等の種類に応じた適切な処理方

法を選択すること。また、選択した処理方法に則した施設において処理を実施するとともに、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準その他の基準に基づく処理が行われていることを確認すること。

イ 原位置での浄化処理

(一)及び(二)の調査により把握した特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壤等について、溶融又は含まれている有害化学物質の抽出、分解その他の方法により、これらの特定産業廃棄物及び土壤等を掘削せずに処理すること。

当該特定産業廃棄物及び土壤等の処理に当たっては、必要に応じてその範囲の側面を囲み、当該特定産業廃棄物及び土壤等の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

処理作業の終了後、処理を行った特定産業廃棄物又は土壤等が生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれがないことを確認すること。

ウ 原位置覆土等

(一)及び(二)の調査により、有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないことを確認すること。

把握された特定産業廃棄物について、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切に分別除去し、

残された特定産業廃棄物が含まれる範囲の土地を、コンクリート、アスファルト又は汚染されていない土壌等により覆い、かつ、覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

(5) 特定支障除去等事業の実施期間

都道府県等は、特定支障除去等事業の事業期間及び終了予定時期について、廃棄物処理工程の段階等の区分に応じてあらかじめ実施計画に記載することとする。

(6) 特定支障除去等事業に要する費用の考え方

特定支障除去等事業に要する費用について、あらかじめその支障の除去等の方法等に応じた積算を行い記載することとする。

また、特定支障除去等事業に要する費用については、本来は特定産業廃棄物の処分を行った者等が負担すべきものであることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に先立ち、特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額として、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に基づき仮差押えがなされた資産、最終処分までの注意義務を果たしていない排出事業者等から確実に徴収されることが予定される資産等を実施計画に記載することとする。

(7) 平成十七年度までに環境大臣が同意した特定支障除去等事業に係る出えん及び補助の考え方

適正処理推進センターが廃棄物処理法第十三条の十三第五号に掲げる業務であって特定支障除去等事業に係るものを行う場合においては、有害産業廃棄物として扱うブロック又は小ブロックに係る当

該有害産業廃棄物の処理に要する費用については補助率を二分の一とし、有害産業廃棄物以外の産業廃棄物として扱うブロック又は小ブロックに係る当該産業廃棄物の処理に要する費用については補助率を三分の一として、出えん額を算定するものとする。

また、生活環境の保全上の支障の拡散を防止するために必要な施設整備に要する費用及び周辺的生活環境のモニタリングに要する費用等の特定産業廃棄物の処理に要する費用以外の費用に関しては、有害産業廃棄物の量と有害産業廃棄物以外の産業廃棄物の量の比率により当該費用を按分してそれぞれ二分の一又は三分の一の補助率を適用することにより出えん額を算定するものとする。

適正処理推進センターが出えんを行った場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等から費用が徴収された場合には、出えん額を特定支障除去等事業に要する費用で除した割合を当該徴収された金額に乗じて得られる額を適正処理推進センターに返還するものとする。

なお、上記の算定方法及び返還については、国が補助金として交付する場合も同様とする。

(8) 特定支障除去等事業に係る起債の考え方

起債の算定基礎となる地方負担額については、当該特定支障除去等事業に要する費用から、平成十七年度までに環境大臣が同意した特定支障除去等事業については適正処理推進センターの出えん額、国からの補助金交付額及び特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額（適正処理推進センターに返還される金額を除く。）を減じた額とし、平成十八年度以降に環

境大臣が同意した特定支障除去等事業については特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額（適正処理推進センターに返還される金額を除く。）を減じた額とする。

### 3 都道府県等が行った措置に対する検証等

#### (一) これまでに都道府県等が行った措置及び今後行おうとする措置の内容

特定産業廃棄物については、これまでも都道府県等により特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行政処分及び行政指導等が行われてきている。しかしながら、指導を開始した時期の遅れ、法的効果を伴う行政処分の未実施等の理由により、不適正処分が継続し、生活環境の保全上の支障が生じることとなった事案が散見される。

このため、都道府県等は、特定支障除去等事業を実施する事案ごとに特定産業廃棄物が存在した事実を確認した時期、地域住民からの情報提供の時期及び内容並びにその対応状況、特定産業廃棄物が存在する区域への立入検査の経緯及び確認した支障の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して廃棄物処理法に基づき行った報告徴収、立入検査、措置命令等の状況、現在に至るまでの期間に行うべきであった措置及び今後行おうとする措置の内容並びに当該措置の実施体制等について第三者である学識経験者等を交えて検証し、その検証の結果を実施計画に記載することとする。

なお、これらの検証を行った結果判明した組織上又は個人の責任及び当該責任に関して都道府県等において講じられた措置等についても、実施計画に記載することとする。

また、実施計画を変更する場合において、特定支障除去等事業開始からの経緯を踏まえて、都道府県等が行った措置について、必要に応じて再度検証を行い、実施計画に記載することとする。

(5) 不適正処分の再発防止策

都道府県等においては、(二)で行った特定産業廃棄物に係る事案の検証結果を踏まえ、今後の不適正処分の再発防止に向けた具体的な対策を実施計画に記載することとする。

特に、これまでに都道府県等が行ってきた措置に関して、不十分であったと検証された事項については、検証結果を踏まえた対策の充実を図るとともに、その実施状況について実施計画に記載することとする。

4 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置

(二) 特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用の考え方

特定支障除去等事業に要する費用については、本来は特定産業廃棄物の処分を行った者等が負担すべきものであり、廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく措置を講じた場合であっても、その責任を厳しく追及する必要がある。このため、特定支障除去等事業を実施する場合であっても、引き続き措置命令、特定支障除去等事業に要する費用の徴収を特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行うものとする。また、併せて排出事業者等において、自主的な措置が講ぜられるよう、都道府県等から働きかけるものとする。

また、都道府県等は、特定支障除去等事業に要する費用の算定に当たっては、廃棄物処理法第十九条の八第二項から第四項までの規定により特定産業廃棄物の処分を行った者等からの費用の徴収の見込み及びその算定根拠を記載することとする。この場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等からの費用の徴収の見込みが過小とならないよう、都道府県等における費用の求償の方法等についても記載することとする。

廃棄物処理法第十九条の八第一項の規定に基づき都道府県等が自ら支障の除去等の措置を行った場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する費用の徴収については、同条第五項の規定により準用する行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第六条の規定に基づき代執行に要した費用は国税滞納処分の例、すなわち、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第五章の規定の例により行うことができる。したがって、差押え、質問検査、搜索等の強力な権限行使が可能であることから、これらの手続に精通している都道府県等税徴収担当部局の協力を得るなど、様々な手段を通じて費用の徴収を行うものとする。このほか、民事保全法に基づく資産の仮差押え等、事業に要した費用の徴収を容易にするための措置を適切に講ずるものとする。

なお、実施計画の変更に当たっても、特定産業廃棄物の処分を行った者等へ実施している措置に係る状況を実施計画に記載することとする。

三 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項



## 1 特定支障除去等事業の実施時における周辺環境影響への配慮

都道府県等が特定支障除去等事業を行う場合においては、事業を実施する区域の周辺、産業廃棄物の搬出路周辺等において、水質汚濁、産業廃棄物の飛散等の生活環境への影響が生じないように、環境の保全のための具体的措置を講ずるよう配慮するものとする。

また、特定支障除去等事業の実施に際して、周辺の生活環境のモニタリングを計画的に行うとともに、その結果を公表するものとする。あわせて、特定支障除去等事業の終了に際し、その事業効果を確認するための調査を行い、その結果を公表するものとする。

特定支障除去等事業において事故及び不測の環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時の関係者等に対する連絡体制、対応要領等について事前に整理するとともに、問題が生じた場合等にあつては、速やかに問題の解決を図るよう努めるものとする。

## 2 都道府県等相互の協力及び連絡調整

特定産業廃棄物には都道府県等の区域を越えて移動してきたものが多く見られることから、特定産業廃棄物が存在する都道府県等のみならず、特定産業廃棄物の排出事業者等が所在する都道府県等においても、当該排出事業者等に対する指導等を適切に行つていく必要がある。

このため、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する廃棄物処理法に基づく報告徴収及び立入検査を実施する場合には、これらの者が所在する都道府県等と特定産業廃棄物が存在する都道府県等と

が共同して行うこととする。また、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う特定支障除去等事業に要した費用の求償についても、これらの者が所在する都道府県等は、特定支障除去等事業を行った都道府県等の求めに対して積極的に協力するものとする。

複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案であつて、それぞれの都道府県等が特定支障除去等事業を実施する場合には、当該事案に関する事業内容を一体のものとした全体的な対策方針を共有し、当該対策方針を踏まえてそれぞれの都道府県等が定める実施計画が効果的に周辺的生活環境の保全上の支障の除去等を行うものとなるよう、当該事業の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及、周辺的生活環境対策等について十分な調整を図るものとする。

### 3 国における関係都道府県等の間の連絡調整等

国は、都道府県等の支障の除去等に関する取組を促進するため、都道府県等における実施計画の策定状況及び事業実施状況について把握及び公表を行うとともに、特定産業廃棄物が存在する都道府県等と特定産業廃棄物の処分を行った者等が所在する都道府県等との調整を図ること及び情報交換の促進に努めるものとする。

また、国は、特定支障除去等事業が都道府県等において円滑に実施されるよう、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案については、関係都道府県等の間における全体的な対策方針等に関する調整及び情報交換の促進

に努めるものとする。

#### 4 関係市町村、住民への説明

特定産業廃棄物が存在する区域及びその周辺の市町村及び住民は、直接的又は間接的に生活環境の保全上の支障を被るおそれがあることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に当たっては、その事業内容等について十分な理解を求めていくことが必要である。このため、都道府県等においては、実施計画の策定、変更段階において、事業の内容、処理方法、周辺の環境対策等について関係市町村や住民に対する十分な説明と意見聴取を行うこととするほか、事業の実施段階においても、事業の進捗状況、処理等に関する情報を積極的に公開するものとする。

なお、関係市町村とは、特定産業廃棄物が存在する区域を管轄する市町村の他、通常の場合、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域を含む市町村を含むものであり、その範囲は地域の状況に応じて都道府県等が判断するものとする。

#### 5 実施計画の変更

都道府県等は、実施計画について、特定支障除去等事業を行うべき区域、支障の除去等の方法、事業期間、特定支障除去等事業に要する費用等の変更等を行う場合には、特別措置法に基づく必要な実施計画の変更を行うこととする。

特に、特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用の変更については、特定支障除去等事

業に対する起債の額の変更につながることから、遅滞なく実施計画の変更を行うものとする。ただし、当初の実施計画で定められた特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用は、確実に徴収されることが予定されるものとして実施計画に記載すること及びこの費用については確実に徴収するよう努めるべきものであることから、特定産業廃棄物の処分を行った者等から実際に徴収された額が実施計画で定めた額を下回るという理由のみをもって、安易に計画変更を認めるという趣旨ではない。

## 6 廃棄物処理計画の見直し等

特定産業廃棄物の処理に当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）の趣旨を踏まえ、かつ、廃棄物処理法第五条の二に規定する基本方針等に即して、特定支障除去等事業を推進するものとする。

また、都道府県等においては、特定支障除去等事業の実施により、都道府県等の区域における産業廃棄物の適正処理に支障を来す状況が見込まれる等の場合には、必要に応じて、廃棄物処理法第五条の五に規定する廃棄物処理計画の見直しを行うものとする。